

# 建築士事務所の業務に関する報告書の提出について

## 県内建築士事務所の開設者の皆様へ

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに業務の実績等を報告することが義務付けられております。（建築士法第23条の6）

なお、提出された報告書は、知事により一般の閲覧に供します。（同第23条の9）

### 1 提出書類

建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書（第六号の二書式）

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| （第一面）報告書           | （第二面）建築士事務所の業務の実績 |
| （第三面）所属建築士名簿       | （第四面）所属建築士の業務の実績  |
| （第五面）管理建築士による意見の概要 |                   |

### 2 提出期間

毎年、各建築士事務所の事業年度（営業年度）終了後3ヶ月以内

提出期限の例（事業年度は各事業主で確認すること。）

		事業年度	提出期間
例1	個人事業主	平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	令和元年1月1日から 令和元年3月31日まで
例2	法人事業主（3月末決算）	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日から 令和2年6月30日まで
例3	法人事業主（6月末決算）	令和元年7月1日から 令和2年6月30日まで	令和2年7月1日から 令和2年9月30日まで

※提出期限を過ぎた場合も速やかに提出してください。

### 3 よくある修正事項

- ・書式が最新の法定書式になっていない。  
→事務所協会連合会HP等から入手し、書式は変更せずに使用してください。
- ・第一面の事業年度期間の記入漏れ
- ・第三面の所属建築士名簿の定期講習受講年月日の誤記入

### 4 受付窓口及び問い合わせ先（受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分）

下表に示された提出先に郵送又はご持参ください。

建築士事務所の所在地	提出先, 問い合わせ先
西之表市, 中種子町, 南種子町	熊毛支庁建設部建設課建築係 〒891-3192 西之表市西之表7590 (熊毛支庁舎) TEL : 0997-22-1867 FAX : 0997-23-1460
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課河川港湾第二係 〒891-4311 屋久島町安房650 (熊毛支庁屋久島庁舎) TEL : 0997-46-2213 FAX : 0997-46-3049
奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 和泊町, 知名町, 与論町	大島支庁建設部建設課建築係 〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 (大島支庁舎) TEL : 0997-57-7344 FAX : 0997-57-7362
徳之島町, 天城町, 伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課道路係 〒891-7101 徳之島町亀津7216 (大島支庁徳之島庁舎) TEL : 0997-82-1251 FAX : 0997-83-3092
上記以外	県庁土木部建築課計画指導係 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 TEL : 099-286-3710 FAX : 099-286-5635

## 5 その他

- ・業務の実績の有無にかかわらず, 毎年度提出してください。
- ・第一面から第五面まですべて提出してください。

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

鹿児島県知事 殿

年 月 日  
( ) 建築士事務所 鹿児島県知事登録第 - - 号  
事務所名称

-----  
事務所所在地 -----

電話 ( ) -----

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

----- 印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度 年 月 日～  
年 月 日







